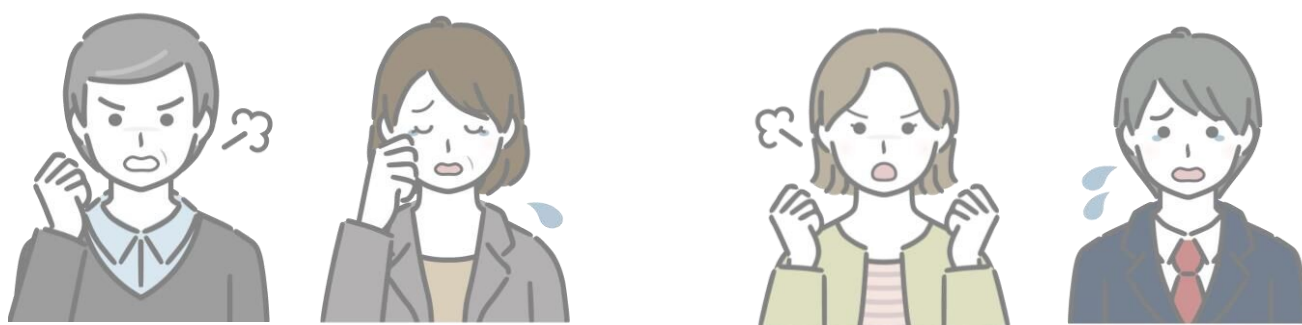


DVのない社会に



ドメスティック・バイオレンス(DV)とは
配偶者・パートナー・恋人等、親密な関係にある(あった)者から
ふるわれる暴力のことです。

暴力にはさまざまな形態があります。
これらの暴力が複雑に絡みあっている場合もあります。

身体的暴力

- ☐ 殴る
- ☐ 蹴る
- ☐ 髪をひっぱる
- ☐ 物を投げつける など

精神的暴力

- ☐ どなる
- ☐ ばかにする・暴言を吐く
- ☐ 交友関係を制限する
- ☐ 無視する など

経済的暴力

- ☐ 生活費を渡さない
- ☐ 仕事をやめさせる
- ☐ 貯金を勝手に使う など

性的暴力

- ☐ 性的行為を強要する
- ☐ 中絶を強要する
- ☐ 避妊に協力しない など

子どもを利用した暴力

- ☐ 子どもに暴力行為を見せる
- ☐ 子どもに暴力をふるうよう命令する
- ☐ こどもの前で非難する など

性別に関わらず誰もがDVの被害者にも加害者にもなる可能性があります。
あなたの周りですでに起きている問題かもしれません。

あなたを守るための法律があります

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力は、被害者の多くが女性であり、人権の擁護と男女平等の実現を妨げる要因となっています。この法律は、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定されました。

対象となる「配偶者」

- 性別は問いません
- 事実婚や元配偶者*も含みます
 - * 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合
- 生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象となります

デートDVとは？

交際相手から行われる暴力をデートDVといいます。様々な暴力が複雑に絡み合っている場合もあります。暴力や考えの押し付けといった、力で思いどおりに相手を支配しようとすることでデートDVは起きます。相手が自分とは違う意見や感情を持っていることを認め合い、お互いを尊重する関係（対等な関係づくり）が大切です。

精神的な暴力

どなる
逆切れする
無視する
など

デジタル暴力

メッセージの
チェック
連絡先の削除
など

金銭的な暴力

いつもおごらせる
お金を返さない
など

性的な暴力

許可なく体を触る
裸の画像の撮影・
送信を要求する
など

身体的な暴力

殴る・蹴る
物を投げつける
など

DVは大人だけの問題ではありません

こどもの目の前で配偶者に暴力をふるうことは児童虐待です。

家庭の中で暴力を目撃しながら育ったこどもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習してしまうこともあります。

DVのサイクル

暴力の爆発期

加害者は自分自身を
コントロールできなくなる

いったんおさまっても、暴力は繰り返されます。
(すべての人にあてはまるわけではありません)

緊張の蓄積期

加害者の苛立ちや不満が募り、
緊張が高まっていく

開放期(ハネムーン期)

加害者は優しくなり、
後悔を口にしたり、
もう絶対にしないと約束などする

暴力にはサイクルがあり、暴力をふるう時と優しい時が繰り返されるうちに、「自分が我慢すれば…」
「愛されているから怒られるんだ…」などと思い込み、離れられなくなってしまいます。
「別れたら、絶対に許さない」などと脅され恐怖心から別れられないこともあります。

DV被害者支援の流れ

相談したい・加害者がいないところへ逃げたい

配偶者暴力相談支援センター

市町村配偶者暴力相談支援センター
埼玉県男女共同参画推進センター

- ◆ 相談受付
- ◆ 自立支援
- ◆ DV関係証明書の発行*
- ◆ 保護命令制度の情報提供

市町村DV相談窓口

県・市福祉事務所

- ◆ 相談受付
- ◆ 自立支援

民間団体

- ◆ 相談受付
- ◆ 自立支援

警察

- ◆ 相談の受理
- ◆ 暴力の制止
- ◆ 被害発生防止のために必要な措置や援助

*証明書発行については、配偶者暴力相談支援センター以外の機関で発行できるものもあります。

情報提供・助言・一時保護

加害者を引き離してほしい

被害者
保護命令の申立て

地方裁判所
保護命令の発令

加害者
保護命令に違反した者は、
2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金

保護命令の種類

被害者への接近禁止命令
被害者への電話等禁止命令*
被害者の子への接近禁止命令*
被害者の子への電話等禁止命令*
被害者の親族等への接近禁止命令*

1年間

* 被害者への接近命令の要件を満たすことが要件
命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間

退去等命令……………2か月間*

* 住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより6か月間

保護命令の要件

接近禁止命令

配偶者からの

身体に対する暴力
生命/身体に対する脅迫
自由/名誉/財産に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力
生命/身体に対する脅迫
自由/名誉/財産に対する脅迫

により

生命/心身に対する
重大な危害*を
受けるおそれ大きいとき

退去等命令

配偶者からの

身体に対する暴力
生命/身体に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する
暴力を受けること

により

生命/心身に対する
重大な危害*を
受けるおそれ大きいとき

※上記のほか、命令ごとに異なる要件があります

*「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のこと

もしあなたが相談されたら・・・

Point1 まずはゆっくり話を聴いてください

Point2 理由はどうあれ
「暴力をふるう行為は間違っている」ことを伝えてください

Point3 ただそばにいて、話を聴くだけでも力になります

Point4 専門の相談窓口があることを伝えてください

被害者の方は、暴力に耐え続ける生活の中で、身も心も傷つき、無力感、孤立感を深く感じています。どんな理由であっても、暴力は許される行為ではありません。相談をされたら、「我慢が足りない」や「あなたにも悪かったところがあったのではないか」などと非難をしないでください。相談された内容が加害者の耳に入ると、暴力がエスカレートする恐れもあります。被害者の承諾がない限り、聞いた話をほかの人に話さないでください。

ひとりで悩まず相談しましょう

※ 性別を問わず相談できます

● 埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま)

月～水、金・土曜日 / 9:30～20:30
日曜日、祝・休日 / 9:30～17:00
(木曜日、12/29～1/3を除く)

DVに関する相談 ☎ 048-600-3700

さまざまな悩み相談 ☎ 048-600-3800

● 埼玉県女性・DVチャット相談「たまチャ」

日・水・金 / 15:00～21:00
(12/29～1/3を除く)



● 各市町村 DV相談窓口

● 県福祉事務所

月～金曜日 / 8:30～17:15
(祝日、12/29～1/3を除く)

東部中央福祉事務所 ☎ 048-737-2132

西部福祉事務所 ☎ 049-283-6780

北部福祉事務所 ☎ 0495-22-0140

秩父福祉事務所 ☎ 0495-22-6228

● 最寄りの警察署

緊急の場合は
迷わず
110番

埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

☎ 048-830-2925

✉ a2250-03@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

令和7年2月発行
法務省人権啓発委託事業